

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：公示の方法の見直し及び字句の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (開設承認等) 第3条 学長が戦略的配置教員に係る選考委員会を開設するときは、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第1）により、教員人事会議の承認を得なければならない。 2 開設の承認後1年を経過した時点において、候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。 3 開設を承認された選考職名と異なる職名で候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。 (選考手続) 第4条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 2 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、学長に報告するものとする。 〔省略〕 (選考の制限) 第7条 第4条第1項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。 〔省略〕 (選考委員会の開催) 第10条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を評議会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前（<u>電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日</u>）までに公示することにより替えることができる。 〔省略〕	〔省略〕 (開設承認等) 第3条 学長が戦略的配置教員に係る選考委員会を開設するときは、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第1）により、教員人事会議の承認を得なければならない。 2 開設の承認後1年を経過した時点において、候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。 3 開設を承認された選考職名と異なる職名で候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。 (選考手続) 第4条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 2 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、学長に報告するものとする。 〔省略〕 (選考の制限) 第7条 第4条第3項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。 〔省略〕 (選考委員会の開催) 第10条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を評議会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。 〔省略〕

様式第1

年 月 日

教員人事会議議長 殿

東京学芸大学長
〇〇〇〇 印

教員候補者選考委員会開設申請書（戦略的配置教員）

下記のとおり教員候補者選考委員会（戦略的配置教員）の開設を申請します。

記

1 <u>開 設 番 号</u>	
2 講 座 名 等	
3 選 考 職 名	
4 選 考 員 数	
5 選 考 区 分	
6 申 請 事 由	
7 備 考	

※備考欄には、任期を付す場合や年俸制給与を適用させる場合は、その旨記載

様式第1

年 月 日

教員人事会議議長 殿

東京学芸大学長
〇〇〇〇 印

教員候補者選考委員会開設申請書（戦略的配置教員）

下記のとおり教員候補者選考委員会（戦略的配置教員）の開設を申請します。

記

1 <u>申 請 番 号</u>	
2 講 座 名 等	
3 選 考 職 名	
4 選 考 員 数	
5 選 考 区 分	
6 申 請 事 由	
7 備 考	

※備考欄には、任期を付す場合や年俸制給与を適用させる場合は、その旨記載

する。

〔省略〕

附 則

この要項は令和2年7月27日から施行する。

する。

〔省略〕